

アジア・アジアパラ競技大会による建設業許可・宅地建物取引業免許等の 事務処理期間への影響について

建設業許可の申請（新規、業種追加、更新等）、解体工事業者の登録（新規、更新）、宅地建物取引業免許の申請（新規、更新）、宅地建物取引士の資格登録等については、その審査において警察の協力を得て実施しているところです。

しかしながら、アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴い、これまでと同じレベルで警察の協力を得ることが難しくなると思われます。窓口での受付等の業務は通常どおり行いますが、下記許認可の事務処理に一定の日数が追加でかかる等の影響を見込んでいますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 影響がある手続き

（１）建設業許可に係る手続

申請（新規、業種追加、更新等の各種申請）

※ 届出（事業年度終了届、各種変更届等）は影響を受けません。

窓口での受付等は通常どおり行います。

（２）宅地建物取引業免許等に係る手続

宅地建物取引業免許申請（新規、更新）

宅地建物取引士資格登録申請

2. 警察の協力を得ることが困難と想定する期間

令和8年9月7日～10月24日

※ 参考 9/10 アジア・競技開始、10/4 アジア・閉会式

10/18 パラ・開会式、10/24 パラ・閉会式

3. 想定する影響

（１）建設業許可に係る手続

次の期間について、本受付後の標準処理期間（23 開庁日）に加えて、一定の日数で追加がかかる見込みです。

なお、更新の申請については建設業法第3条第4項の規定により、本受付済であれば、新たな許可書が発行される等の結果が出るまでは、許可期間の満了後も従前の許可が有効となります。

①令和8年8月24日～8月28日に本受付し、最終審査でも問題が無かった申請

⇒ 5 開庁日程度の追加（通常9月下旬の許可が10月上旬頃に遅れる見込み）

②令和8年8月31日以降に本受付し、最終審査でも問題が無かった申請

⇒ 最大 20 開庁日程度の追加（例えば8月31日に本受付した申請は、通常は9月末頃の許可となるが10月下旬頃に遅れる見込み）

(2) 宅地建物取引業免許等に係る手続

① 宅地建物取引業免許申請（新規、更新）

標準的な処理期間（受付後 30～50 開庁日）に加え、最大で 20 開庁日程度の日数を要する見通しです。

なお、更新の申請については宅地建物取引業法第 3 条第 4 項の規定により、当庁にて免許更新申請書を受理した後は、更新処分がなされるまでの間は、現在の免許の期間満了後も効力が継続します。

② 宅地建物取引士資格登録申請

標準的な処理期間（受付後 30～40 開庁日）に加え、最大で 20 開庁日程度の日数を要する見通しです。

※警察の協力レベルがいつ頃元に戻るか不明です。

上記は、アジア大会終了後（10 月 5 日以降）に、警察の協力レベルが徐々に回復し、アジアパラ大会終了後（10 月 25 日以降）の 1～2 週間で元のレベルに戻るとの想定に基づいた推測です。

担当	都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室
	（建設業関係）建設業グループ 052-954-6503
	（宅地建物取引業関係）不動産業グループ 052-954-6582